

# 宍粟市農業集落排水事業経営戦略

平成 29 年度～平成 38 年度

平成 29 年 3 月

兵庫県宍粟市

## 目 次

<b>1  宍粟市の現状</b>	<b>1</b>
<b>2  経営の基本方針</b>	<b>2</b>
<b>3  計画期間</b>	<b>2</b>
<b>4  投資・財政計画</b>	<b>3</b>
<b>5  効率化・経営健全化の取組み</b>	<b>3</b>
① 組織及び人材に関する事項	3
② 農業集落排水整備等に関する事項	4
③ 広域化に関する事項	4
④ 使用料、その他の収入に関する事項	5
⑤ 公営企業の経営に関する事項	9
⑥ 経費削減に関する事項	9
⑦ 経営戦略の進捗管理	10
⑧ 情報公開に関する事項	10
⑨ その他重点事項	10
<b>各事業の「投資・財政計画」</b>	<b>12</b>

# 1 宍粟市の現状

宍粟市は平成 17 年4月に山崎町、一宮町、波賀町、千種町の4町が合併し誕生しました。合併時に 45,781 人だった人口も、平成 27 年度末時点で 39,717 人と、合併から 10 年で約 6,000 人減少し過疎化が進んでおり、今後もこの傾向が続くと考えられます。

## 宍粟市人口の推移

地区	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
山崎	26,034	25,951	25,759	25,642	25,481	25,271	25,094	24,954	24,733	24,482	24,182
一宮	10,548	10,346	10,155	9,953	9,976	9,588	9,418	9,266	9,077	8,839	8,624
波賀	4,743	4,647	4,560	4,489	4,383	4,305	4,231	4,178	4,063	3,974	3,854
千種	3,900	3,832	3,740	3,672	3,602	3,506	3,423	3,358	3,249	3,178	3,057
宍粟市	45,225	44,776	44,214	43,756	43,442	42,670	42,166	41,756	41,122	40,473	39,717

宍粟市農業集落排水事業特別会計については、農業集落排水事業の田井処理区、清野処理区、杉ヶ瀬・木ノ谷処理区、神野南処理区、土万南処理区、土万北処理区、与位処理区、蔦沢北処理区、蔦沢南処理区（以上旧山崎町）、生栖処理区、西深処理区、繁盛処理区（以上旧一宮町）、日見谷処理区、小野・今市処理区、飯見処理区、（以上旧波賀町）、内海処理区、岩野辺処理区、河内処理区、西河内処理区、下河野処理区、鷹巣処理区（以上旧千種町）の 21 処理区を有しており、小規模集合排水処理事業については、鷹巣別所処理区 1 地区を有しております。平成 27 年度末の下水道整備率については市全体で 99.0%になっています。

これら市内の農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業については、全て整備済みであります。

処理区域内人口及び水洗化人口については、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業と合わせて、平成 28 年 3 月末時点で処理人口 7,632 人に対し水洗化人口は 7,342 人となっており、水洗化率は 96.2%と高い数字になっています。

## 平成 27 年度末農業集落排水等普及率・水洗化率

地区名	行政人口	処理人口	普及率	水洗化人口	水洗化率
田井処理区	444 人	437 人	98.4%	437 人	100.0%
清野処理区	141 人	141 人	100.0%	140 人	99.3%
杉ヶ瀬・木ノ谷処理区	200 人	198 人	99.0%	195 人	98.5%
神野南処理区	889 人	879 人	98.9%	864 人	98.3%
土万南処理区	535 人	528 人	98.7%	493 人	93.4%
土万北処理区	352 人	351 人	99.7%	328 人	93.4%
与位処理区	586 人	582 人	99.3%	562 人	96.6%

鳶沢北処理区	917 人	898 人	97.9%	878 人	97.8%
鳶沢南処理区	983 人	972 人	98.9%	917 人	94.3%
生栖処理区	160 人	160 人	100.0%	152 人	95.0%
西深処理区	209 人	207 人	99.0%	204 人	98.6%
繁盛処理区	305 人	305 人	100.0%	287 人	94.1%
日見谷処理区	138 人	138 人	100.0%	137 人	99.3%
小野・今市処理区	309 人	301 人	97.4%	286 人	95.0%
飯見処理区	169 人	169 人	100.0%	166 人	98.2%
内海処理区	43 人	43 人	100.0%	43 人	100.0%
岩野辺処理区	504 人	503 人	99.8%	493 人	98.0%
河内処理区	178 人	177 人	99.4%	164 人	92.7%
西河内処理区	270 人	269 人	99.6%	260 人	96.7%
下河野処理区	134 人	134 人	100.0%	125 人	93.3%
鷹巣処理区	203 人	203 人	100.0%	193 人	95.1%
鷹巣別所処理区	37 人	37 人	100.0%	18 人	48.6%
計	7,706 人	7,632 人	99.0%	7,342 人	96.2%

## 2 経営の基本方針

宍粟市では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えていますが、河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため、健全な経営に努めていきます。

また、近年の社会情勢が大きく変化しており、定住人口の減少や節水機器の普及などによる使用水量の減少に伴い処理施設の能力に余剰が発生しております。使用水量の減少に伴い、下水道の料金収入も減少し、今後多くの施設の維持管理費と、多額の改築更新事業の財源が必要となります。

これらの状況を鑑み、平成 31 年度から平成 32 年度にかけて「下水道処理施設統合計画」を策定します。その際、今後の人口変動を考慮し、農業集落排水事業を将来にわたり継続するため、経営の健全化・安定化が必要です。このため、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント処理施設等を流域下水道及び特定環境保全公共下水道の各施設へ統合し、効率的な運営などにより、改築費及び維持管理費の圧縮に努めます。

## 3 計画期間

本経営戦略の計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

ただし、平成 32 年度から地方公営企業法適用への移行時及び、平成 31～32 年度にかけて策

定する「宍粟市下水道処理施設統合計画」の内容を踏まえて、平成33年度までに計画の見直しを行ないます。

また、経営状況等の変化に対応するため、随時フォローアップを行ない、必要に応じて見直しを行ないます。

## 4 投資・財政計画

期間中の下水道施設統合・更新については以下に示します。

### 農業集落排水施設統合・更新計画

(単位：百万円)

事業名	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
農業集落排水	149	9	6	127	6	171	8	110	73	112
計	149	9	6	127	6	171	8	110	73	112

施設更新及び特定環境保全公共下水道への統合整備の財源については、国庫補助金のほか地方債を充当し、可能な限り有利な財源を確保しながら実施する計画です。

### 農業集落排水施設統合・更新の財源

(単位：百万円)

項目	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
国庫補助金	75	5	3	63	3	86	4	55	37	56
地方債	74	4	3	59	3	79	4	49	36	56
受益者負担金										
その他財源				5		6		6		
計	149	9	6	127	6	171	8	110	73	112

## 5 効率化・経営健全化の取り組み

### ① 組織及び人材に関する事項

宍粟市建設部では、下水道事業（公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント）とともに、水道事業を所管しています。

平成32年度からは、現在地方公営企業法の適用を行なっている水道事業に加え、下水道事業についても適用を行なう予定です。

定員管理の推進については、安定的な経営の維持を図るため、技術継承及び職員定数の適正化に取り組んできました。

また、現在実施しています水道事業への料金徴収事務の委託を継続し、施設維持管理業務の民間への委託等により、組織の効率化と経費の節減を図っています。

農業集落排水事業は、地方公営企業法が非適用のため、組織編成等の権限は有していませんが、今後も全庁的な取り組みの中で引き続き効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます。

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理や企業会計など民間の経営管理手法を取り入れ、また、運転管理におけるユーティリティ調達業務導入の検討など、経営能力の向上を図っていかねばなりません。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、窓口業務や料金関係業務の外部委託も視野に入れ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるように取り組んでいきます。

## ② 農業集落排水整備等に関する事項

宍粟市の下水道整備はほぼ完了しております。今後は、施設等の老朽化に伴う修繕費の増大や耐用年数を迎えた設備の更新が必要となります。長寿命化を図るため、平成 29 年度より農業集落排水事業の機能強化事業を順次実施する計画であります。

施設の長寿命化を実施するにあたり、ダウンサイジングや処理方式の検討を行なうとともに、事業の平準化を行ないます。

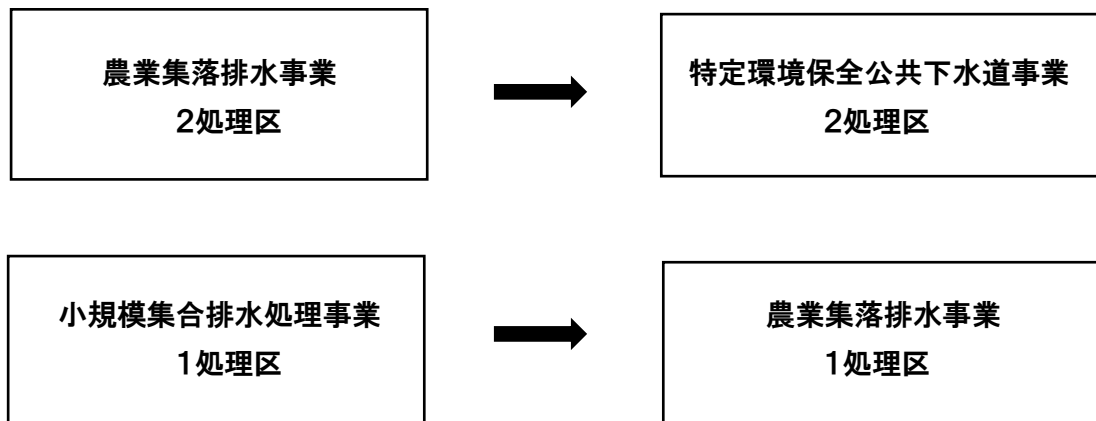
## ③ 広域化に関する事項

宍粟市は、兵庫県下 2 番目の面積を有し、農村部が大半を占め集落が点在しており、特定環境保全公共下水道及び、農業集落排水等による汚水処理を行なっています。宍粟市では、流域下水道 1 処理区を含めて 5 事業 42 処理区を有しています。昭和 63 年度から事業が開始されて 25 年以上経過している処理施設もあることから、老朽化に伴う修繕費の増大が課題となっています。

また、人口減少に伴い施設に余裕を生じている処理区もあり、今後も人口が減少傾向にあると推測されることから、農業集落排水処理区、小規模集合排水処理区及びコミュニティ・プラント処理区の統廃合や流域下水道を含めた公共下水道への統合が検討課題であります。

今後、策定される下水道処理施設統合計画において、将来の人口動態や流入水量を推測し比較検討した結果を基に、近接する処理区の統廃合を計画的に実施し、生活排水処理の効率化を図ります。

## 宍粟市内農業集落排水施設統合計画（案）



※ 本統合案については、現段階での案であり、下水道処理施設統合計画策定後、統廃合施設の見直しを行なう場合があります。

### ④ 使用料、その他の収入に関する事項

農業集落排水施設使用料（以下施設使用料）は、公営企業として独立採算性の原則のもと、決定されることとなっています。

運営に伴う経費については、雨水にかかる経費は公費で、汚水にかかる経費は利用者からの使用料で負担することとされています。

宍粟市の施設使用料は、平成 26 年度に改定を行なって以来、現行の使用料で運営しています。行政人口は減少傾向にあり、節水意識の向上や節水機器の普及により、有収水量も年々下降しており、それに伴い使用料収入も減少傾向にあります。

しかし、汚水処理費に対する経費回収率を見ると、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業について、平成 27 年度決算で 36.8%及び 7.4%とそれぞれ低い水準であり、不足分を一般会計からの基準外繰入金で賄っている状況です。

### 農業集落排水等施設使用料収入及び使用料単価

（農業集落排水事業）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量（m <sup>3</sup> ）	977,352	964,651	949,618	941,702	936,305	936,509	929,844	896,932	893,687	695,428
使用料収入（千円）	109,565	108,562	108,174	107,164	106,547	110,892	124,563	123,742	110,100	104,257
使用料単価（円/m <sup>3</sup> ）	112.1	112.5	113.9	113.8	113.8	118.4	134.0	138.0	123.2	149.9

※ 使用料単価＝料金収入／有収水量

(小規模集合排水処理事業)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
有収水量 (m <sup>3</sup> )	3,303	3,155	3,057	3,056	3,297	3,244	3,180	3,228	3,354	1,529
使用料収入 (千円)	240	240	244	246	226	250	324	327	251	219
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	72.7	76.1	79.8	80.5	68.5	77.1	101.9	101.3	74.8	143.2

※ 使用料単価＝料金収入／有収水量

**汚水処理原価及び経費回収率**

(農業集落排水事業)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	442,635	241,355	191,058	142,538	143,733	243,503	167,186	202,301	269,805	283,518
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	452.9	250.2	201.2	151.4	153.5	260.0	179.8	225.5	301.9	407.7
経費回収率 (%)	24.8	45.0	56.6	75.2	74.1	45.5	74.5	61.2	40.8	36.8

※ 汚水処理費＝維持管理費＋資本費のうち汚水処理費相当分

※ 汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

※ 経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

(小規模集合排水処理事業)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
汚水処理費(千円)	2,701	3,856	3,659	2,440	1,894	2,951	2,856	2,025	2,635	2,965
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	817.7	1,222.2	1,196.9	798.4	574.5	909.7	898.1	627.3	785.6	1,939.2
経費回収率 (%)	8.9	6.2	6.7	10.1	11.9	8.5	11.3	16.1	9.5	7.4

※ 汚水処理費＝維持管理費＋資本費のうち汚水処理費相当分

※ 汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

※ 経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

今後も、人口の減少に伴う、有収水量の減少及び施設の老朽化に伴い、維持修繕費など汚水処理費が増加すると推測されます。

また、起債償還額も平成32年度にはピークを迎え、農業集落排水事業と小規模集合排水処理事業を併せて487,236千円に達する予定となっています。経費回収率については低い水準となっており、その他の収入として、太陽光発電による屋根貸付売電収入を得てはいますが、施設使用料で賄う経費（使用料対象経費）は施設使用料で賄うことがあるべき姿であり、使用者に使用量に応じて負担していただくという観点から、使用料対象経費の削減や収納率向上に努める一方で、経済情勢の推移や市民生活への影響に配慮しながら、適正かつ公平な負担となるように使用料の現段階的な見直しを進めていく必要があります。



これまで、市内の使用料の統一を図るため、平成 26 年度に使用料改定を行なった背景がありますが、施設の維持管理等には、常に投資と財源のバランスを考える必要があります。今後、更なるコスト縮減を行なうことは当然ですが、財源となる施設使用料の適正化に努め、市民の理解も得て、現状に応じた使用料体系の見直しを行ない、経費回収率のアップを目指します。

今後の見込みとして、農業集落排水事業等の経費回収率を 50%超まで上昇させるため、より一層経費の削減に努めます。

### 農業集落排水等施設等使用料（現行）

※ 税込み

基本使用料（1ヶ月）	超過使用料（1m <sup>3</sup> ）	
10 m <sup>3</sup> まで 1,188 円	10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の分	151 円
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の分	183 円
	50 m <sup>3</sup> を超える分	216 円

### 今後の推移

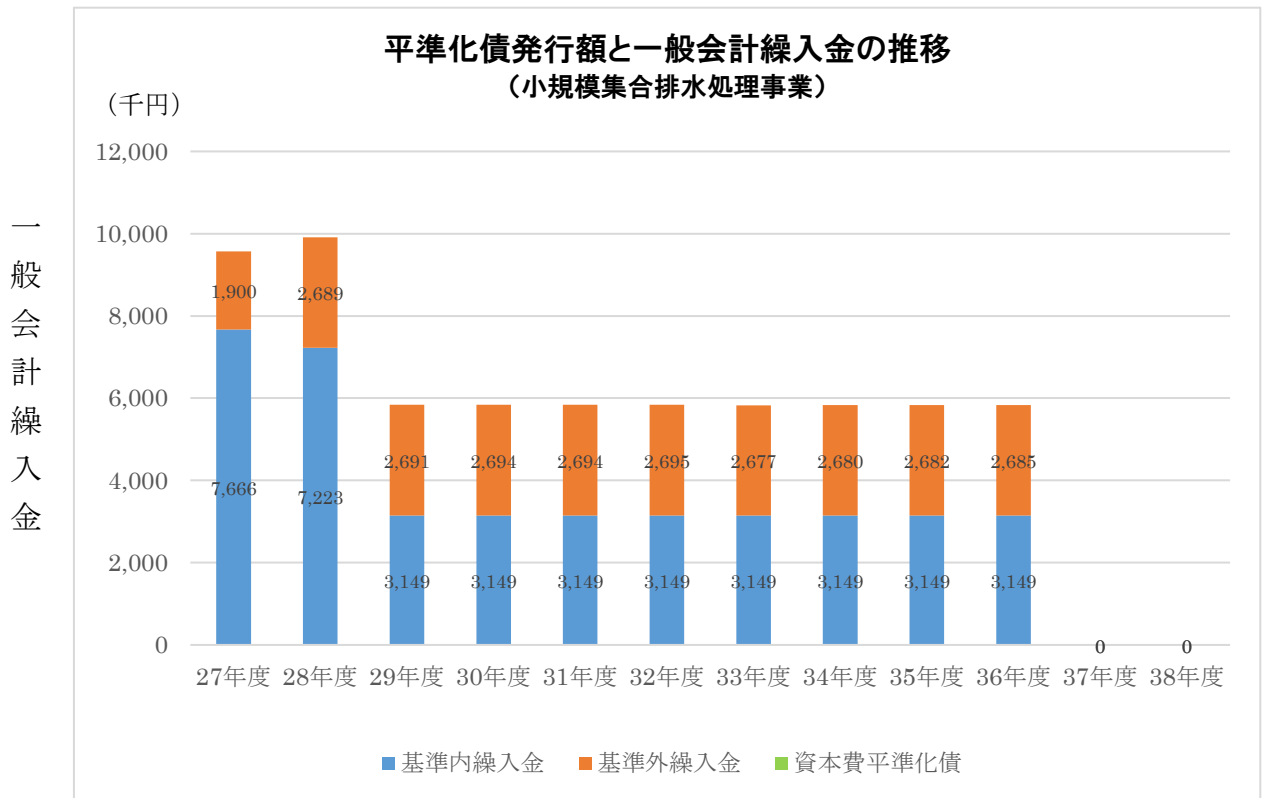
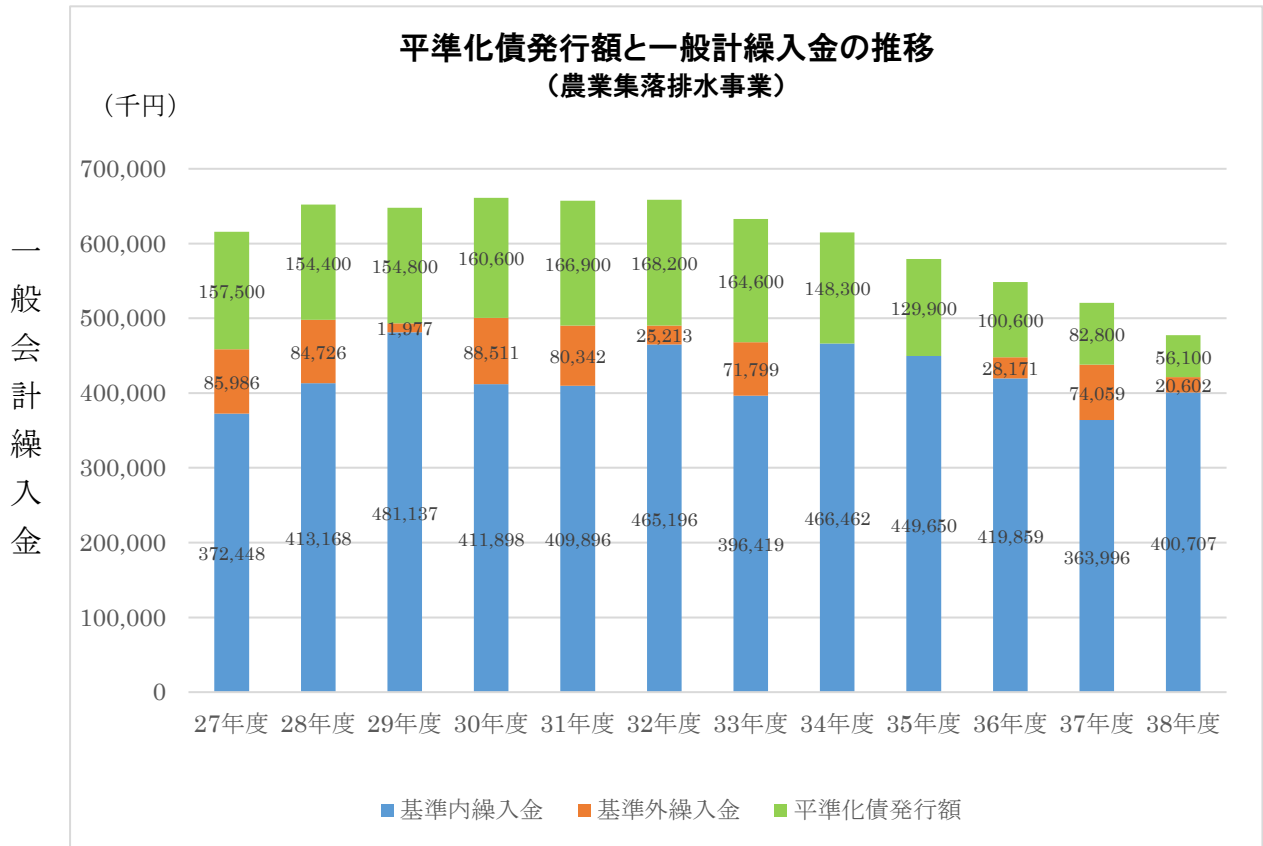
（農業集落排水事業）

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量（m <sup>3</sup> ）	679,367	671,337	663,307	655,294	647,120	638,945	620,213	612,175	605,474	560,559
使用料収入（千円）	101,849	100,645	100,362	100,060	108,692	107,319	104,173	102,823	101,697	94,153
使用料単価（円/m <sup>3</sup> ）	149.9	149.9	151.3	152.7	168.0	168.0	168.0	168.0	168.0	168.0
汚水処理費（千円）	261,479	351,194	365,375	320,307	388,662	304,219	297,002	298,333	342,277	255,659
汚水処理原価（円/m <sup>3</sup> ）	384.9	523.1	550.8	488.8	600.6	476.1	478.9	487.3	565.3	456.1
経費回収率（%）	38.9	28.7	27.5	31.2	28.0	35.3	35.1	34.5	29.7	36.8

（小規模集合排水処理事業）

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
有収水量（m <sup>3</sup> ）	1,494	1,476	1,458	1,441	1,423	1,405	1,387	1,369	0	0
使用料収入（千円）	214	211	211	210	228	225	223	220	0	0
使用料単価（円/m <sup>3</sup> ）	143.2	143.0	144.7	145.7	160.2	160.1	160.8	160.7	0	0
汚水処理費（千円）	3,055	3,113	3,196	3,281	3,342	3,404	3,467	3,531	0	0
汚水処理原価（円/m <sup>3</sup> ）	2,044.8	2,109.1	2,192.0	2,276.9	2,348.6	2,422.8	2,499.6	2,579.3	0	0
経費回収率（%）	7.0	6.8	6.6	6.4	6.8	6.6	6.4	6.2	0	0

## 平準化債及び一般会計繰入金等の推移



また、使用料収入増加のため、より一層水洗化率の向上に努めます。供用開始区域での未接続家屋に対し、広報等により接続のPRを行ない、良好な水環境への改善や施設の有効利用、収入増加を目的とした接続率の向上を図ります。

農業集落排水施設使用料の徴収事務を委託している水道事業と連携を図り、収納率の向上のため、電話催告や戸別訪問等による未収金の減少に努めていきます。

一般会計からの繰入金については、現在も基準外繰入をしなければ運営できない状況であります。今後も増加する起債償還額に対しては、資本費平準化債を充てて平準化を図り、使用料の見直しのみならず、経費削減を徹底し、計画的な修繕等を行ないながら、少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。

一般会計繰入金の今後の見込みとして、平成29～30年度にピークを迎えますが、それ以降については、段階的に減少する予定です。特に資本的繰入金については、地方債償還金の減少に伴い減少する予定です。

## ⑤ 公営企業の経営に関する事項

平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。

このロードマップにおいて、平成32年4月に法制化を検討するため、平成27年度から平成31年度までを集中取組み期間とし、人口3万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされています。平成27年1月には、「公営企業会計の適用」について、総務省より要請がありました。

宍粟市の農業集落排水事業等においても、事業の経営状況の把握及び市民への説明がより明確になることから、平成32年4月に地方公営企業法の適用に移行すべく準備を進めていきます。

また、施設の老朽化、人口減少、節水型機器の普及等、下水道を取り巻く環境は年々厳しくなっています。その中でも、継続的で安定した下水道サービスを提供していくためには、「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできるアセットマネジメント等、下水道事業マネジメントの導入に向け取り組んでいきます。

導入にあたっては、「資産・資金・人材」に関する課題を解決し、持続可能な事業管理を実現するために、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、相互の役割などを理解しながら、日々の業務を行なうことが不可欠です。

アセットマネジメントは、組織が一体となった事業管理を効率的に進めていくための手法であり、今後導入することにより、組織的な事業運営をより効果的に進めていきます。

なお、事業運営を効果的に進めていくためには、人材育成の確保が不可欠であり、各種研修会への参加や資格取得の推奨を検討していく必要があります。

## ⑥ 経費削減に関する事項

農業集落排水施設等における光熱水費、薬品費などの維持管理費は、汚水処理には欠かせないものです。有収水量は減少傾向にあります。施設の老朽化に伴い、維持管理費は年々増加傾向にあります。市内の汚水処理の効率化を図るためにも、農業集落排水等施設の統廃合を計画的に実施し、総合的な管理運営に努めます。

また、施設の長寿命化にも着手し、計画的な修繕工事や設備の更新を行ない、経費の削減を目指します。

#### ⑦ 経営戦略の進捗管理

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行ないながら、平成 32 年度から地方公営企業法適用への移行時及び、平成 31～32 年度にかけて策定する「宍粟市下水道処理施設統合計画」の内容を踏まえて、平成 33 年度までに見直しを行なうとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行いません。また、現段階で把握できていない詳細事項についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。

#### ⑧ 情報公開に関する事項

これまでも宍粟市の広報誌やホームページを活用して、市民への情報を適宜公開してきました。

今後も、最新の情報での内容を充実させることを前提に、内容の見直しや事後の検証に取り組んでいきます。

#### ⑨ その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化は、これまでも取り組んできましたが、今後は一般行政部局と下水道業務に携わる民間企業、他事業体とも連携して取り組んでいきます。



# 投資・財 (収支)

(農業集落排水事業)

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
				(決算)	(決算見込)		
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)		384,888	422,601	487,526	415,205
		(1) 営 業 収 益 (B)		104,257	103,053	101,849	100,645
		ア 料 金 収 入		104,257	103,053	101,849	100,645
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)					
		ウ そ の 他					
		(2) 営 業 外 収 益		280,631	319,548	385,677	314,560
		ア 他 会 計 繰 入 金		280,624	319,541	385,670	314,553
	イ そ の 他		7	7	7	7	
	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)		313,799	321,735	305,795	295,626
		(1) 営 業 費 用		164,938	179,134	171,739	170,778
		ア 職 員 給 与 費		13,619	14,464	14,464	14,464
		ウ ち 退 職 手 当					
		イ そ の 他		151,319	164,670	157,275	156,314
		(2) 営 業 外 費 用		148,861	142,601	134,056	124,848
ア 支 払 利 息			127,450	120,005	109,970	99,770	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息							
イ そ の 他		21,411	22,596	24,086	25,078		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			71,089	100,866	181,731	119,579	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)		342,165	366,653	420,494	359,406
		(1) 地 方 債		159,600	176,100	236,800	167,300
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債		157,500	154,400	154,800	160,600
		(2) 他 会 計 補 助 金		177,810	178,353	107,444	185,856
		(3) 他 会 計 借 入 金					
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金					
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金			4,500	74,500	4,500
		(6) 工 事 負 担 金		4,296	6,600	1,750	1,750
	(7) そ の 他		459	1,100			
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)		413,903	467,514	602,225	478,985
		(1) 建 設 改 良 費		6,060	35,662	158,346	17,500
		ウ ち 職 員 給 与 費					
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		407,843	431,852	443,879	461,485
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金					
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金							
(5) そ の 他							
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 71,738	△ 100,861	△ 181,731	△ 119,579	

# 政 計 画 計 画 )

(単位:千円, %)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
411,103	464,639	403,243	471,634	451,890	418,787	358,754	393,806
100,362	100,060	108,692	107,319	104,173	102,823	101,697	94,153
100,362	100,060	108,692	107,319	104,173	102,823	101,697	94,153
310,741	364,579	294,551	364,315	347,717	315,964	257,057	299,653
310,734	364,572	294,544	364,308	347,710	315,957	257,050	299,646
7	7	7	7	7	7	7	7
279,645	269,325	257,758	247,134	233,298	224,207	216,794	200,650
164,483	164,483	163,583	163,583	159,759	159,759	159,759	151,446
14,464	14,464	14,464	14,464	14,464	14,464	14,464	14,464
150,019	150,019	149,119	149,119	145,295	145,295	145,295	136,982
115,162	104,842	94,175	83,551	73,539	64,448	57,035	49,204
89,242	78,453	67,567	56,817	46,815	37,714	30,338	23,195
25,920	26,389	26,608	26,734	26,724	26,734	26,697	26,009
131,458	195,314	145,485	224,500	218,592	194,580	141,960	193,156
360,854	424,887	352,724	391,904	248,290	344,723	280,255	298,213
176,600	233,800	174,300	218,500	140,600	156,100	93,500	118,800
166,900	168,200	164,600	148,300	129,900	100,600	82,800	56,100
179,504	125,837	173,674	102,154	101,940	132,073	181,005	121,663
3,000	63,500	3,000	69,500	4,000	54,800	4,000	56,000
1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
492,312	620,201	498,209	616,404	466,882	539,303	422,215	491,369
14,500	135,500	14,500	147,500	16,500	118,100	16,500	120,500
477,812	484,701	483,709	468,904	450,382	421,203	405,715	370,869
△ 131,458	△ 195,314	△ 145,485	△ 224,500	△ 218,592	△ 194,580	△ 141,960	△ 193,156

投資・財  
(収支)

(農業集落排水事業)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(決算)	(決算 見込)		
収支再差引	(E)+(I) (J)	△ 649	5		
積立金	(K)	5	5		
前年度からの繰越金	(L)	1,405			
前年度繰上充用金	(M)				
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	751			
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)				
実質収支	黒字 (P)	751			
(N)-(O)	赤字 (Q)				
赤字比率	$\left( \frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$				
収益的収支比率	$\left( \frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	53	56	65	55
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)				
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	104,257	103,053	101,849	100,645
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$				
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)				
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)				
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)				
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$				
他会計借入金残高	(W)				
地方債残高	(X)	5,915,879	5,660,127	5,453,048	5,158,863

○他会計繰入金

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(決算)	(決算 見込)		
収益的収支分		280,624	319,541	385,670	314,553
	うち基準内繰入金	280,624	319,541	385,670	314,553
	うち基準外繰入金				
資本的収支分		177,810	178,353	107,444	185,856
	うち基準内繰入金	91,824	93,627	95,467	97,345
	うち基準外繰入金	85,986	84,726	11,977	88,511
合 計		458,434	497,894	493,114	500,409



# 政 計 画 計 画 )

(単位:千円, %)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
54	62	54	66	66	65	58	69
100,362	100,060	108,692	107,319	104,173	102,823	101,697	94,153
4,857,651	4,606,750	4,297,341	4,046,937	3,737,155	3,496,891	3,184,676	2,932,607

(単位:千円)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
310,734	364,572	294,544	364,308	347,710	315,957	257,050	299,646
310,734	364,572	294,544	364,308	347,710	315,957	257,050	299,646
179,504	125,837	173,674	102,154	101,940	132,073	181,005	121,663
99,162	100,624	101,875	102,154	101,940	103,902	106,946	101,061
80,342	25,213	71,799			28,171	74,059	20,602
490,238	490,409	468,218	466,462	449,650	448,030	438,055	421,309

# 投資・財 (収支)

(小規模集合排水処理事業)

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
				(決算)	(決算 見込)				
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)			7,039	6,575	2,481	2,459		
		(1) 営 業 収 益 (B)			219	216	214	211	
			ア 料 金 収 入		219	216	214	211	
			イ 受 託 工 事 収 益 (C)						
		ウ そ の 他							
		(2) 営 業 外 収 益			6,820	6,359	2,267	2,248	
			ア 他 会 計 繰 入 金		6,820	6,359	2,267	2,248	
	イ そ の 他								
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)			3,020	3,714	3,637	3,598	
			(1) 営 業 費 用			2,119	2,905	2,905	2,905
				ア 職 員 給 与 費					
				ウ ち 退 職 手 当					
			イ そ の 他		2,119	2,905	2,905	2,905	
			(2) 営 業 外 費 用			901	809	732	693
ア 支 払 利 息				901	809	732	693		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息									
イ そ の 他									
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			4,019	2,861	△ 1,156	△ 1,139			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)			2,746	3,553	3,573	3,595		
		(1) 地 方 債							
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債						
		(2) 他 会 計 補 助 金		2,746	3,553	3,573	3,595		
		(3) 他 会 計 借 入 金							
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金							
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金							
		(6) 工 事 負 担 金							
	(7) そ の 他								
	2 資 本 的 支 出 (G)			6,765	6,414	2,417	2,456		
		(1) 建 設 改 良 費							
			ウ ち 職 員 給 与 費						
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		6,765	6,414	2,417	2,456		
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金									
(5) そ の 他									
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 4,019	△ 2,861	1,156	1,139			

# 政 計 画 計 画 )

(単位:千円, %)

平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
2,440	2,420	2,418	2,395	2,372	2,348		
211	210	228	225	223	220		
211	210	228	225	223	220		
2,229	2,210	2,190	2,170	2,149	2,128		
2,229	2,210	2,190	2,170	2,149	2,128		
3,559	3,519	3,478	3,436	3,394	3,351		
2,905	2,905	2,905	2,905	2,905	2,905		
2,905	2,905	2,905	2,905	2,905	2,905		
654	614	573	531	489	446		
654	614	573	531	489	446		
△ 1,119	△ 1,099	△ 1,060	△ 1,041	△ 1,022	△ 1,003		
3,614	3,634	3,636	3,659	3,682	3,706		
3,614	3,634	3,636	3,659	3,682	3,706		
2,495	2,535	2,576	2,618	2,660	2,703		
2,495	2,535	2,576	2,618	2,660	2,703		
1,119	1,099	1,060	1,041	1,022	1,003		

# 投資・財 (収支)

(小規模集合排水処理事業)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(決算)	(決算 見込)		
収支再差引	(E)+(I) (J)				
積立金	(K)				
前年度からの繰越金	(L)				
前年度繰上充用金	(M)				
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)				
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)				
実質収支	黒字 (P)				
(N)-(O)	赤字 (Q)				
赤字比率	$\left( \frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$				
収益的収支比率	$\left( \frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	72	65	41	41
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)				
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	219	216	214	211
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$				
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)				
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)				
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)				
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$				
他会計借入金残高	(W)				
地方債残高	(X)	51,713	45,299	42,882	40,426

○他会計繰入金

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(決算)	(決算 見込)		
収益的収支分		6,820	6,359	2,267	2,248
	うち基準内繰入金	6,820	6,359	2,267	2,248
	うち基準外繰入金				
資本的収支分		2,746	3,553	3,573	3,595
	うち基準内繰入金	846	864	882	901
	うち基準外繰入金	1,900	2,689	2,691	2,694
合 計		9,566	9,912	5,840	5,843



## 用語集

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
<b>あ行</b>		
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、マンホールポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成	2
雨水にかかる経費は公費で、汚水にかかる経費は利用者からの使用料で負担	原則として、雨水対策は浸水などの被害を防ぎ、その受益が広く市民に及ぶことから、雨水処理に要する経費は全額公費で負担すべきであり、汚水処理に要する経費は、特定の使用者が便益を受けることから下水道使用料で賄うべきであるという考え方	5
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1㎡あたり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。	6
<b>か行</b>		
改築更新事業	既存の施設の老朽化等により、施設の全部または一部(修繕に該当するものを除く)の再建設あるいは取替えを行うこと。	2
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。	5
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。	8
繰入金(繰出金)	一般会計から農業集落排水事業会計に繰り出されるお金(市民の税金)のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。	8
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式)使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)	5
<b>さ行</b>		
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行なう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出とその財源となる収入。	12
資本費平準化債	下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うために発行する起債。	8
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。	12
使用料対象経費	汚水処理に係る経費のうち、使用料の積算基礎の対象となる経費	6

## 用語集

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
人口普及率	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標	1
水洗化人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。 (算式) 水洗便所設置済人口 ÷ 処理区域内の行政人口	1
<b>た行</b>		
ダウンサイジング	人口減少や節水機器の普及に伴い、施設更新の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。	4
地方公営企業法の適用 (企業会計)	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生の事実に基づいて経理し(発生主義)、その年度の事業活動に係るもの(収益的収支)と翌年度以降の事業活動の基になるもの(資本的収支)とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。	3
独立採算制の原則	農業集落排水事業は、一般会計との適切な経費負担区分を前提として、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てなければならないこと。	5
<b>や行</b>		
有収水量	使用料徴収の対象となる水量	5
ユーティリティ調達	下水道施設(終末処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場等)の運転・保守・点検を行うために必要な各種消耗品、薬剤、資材、電力、燃料等の調達。	4

## **宍粟市農業集落排水事業経営戦略**

平成 29 年 3 月

兵庫県宍粟市建設部水道管理課

TEL : 0790-63-3129

FAX : 0790-63-0305

メール : s-kanri-kk@city.shiso.lg.jp